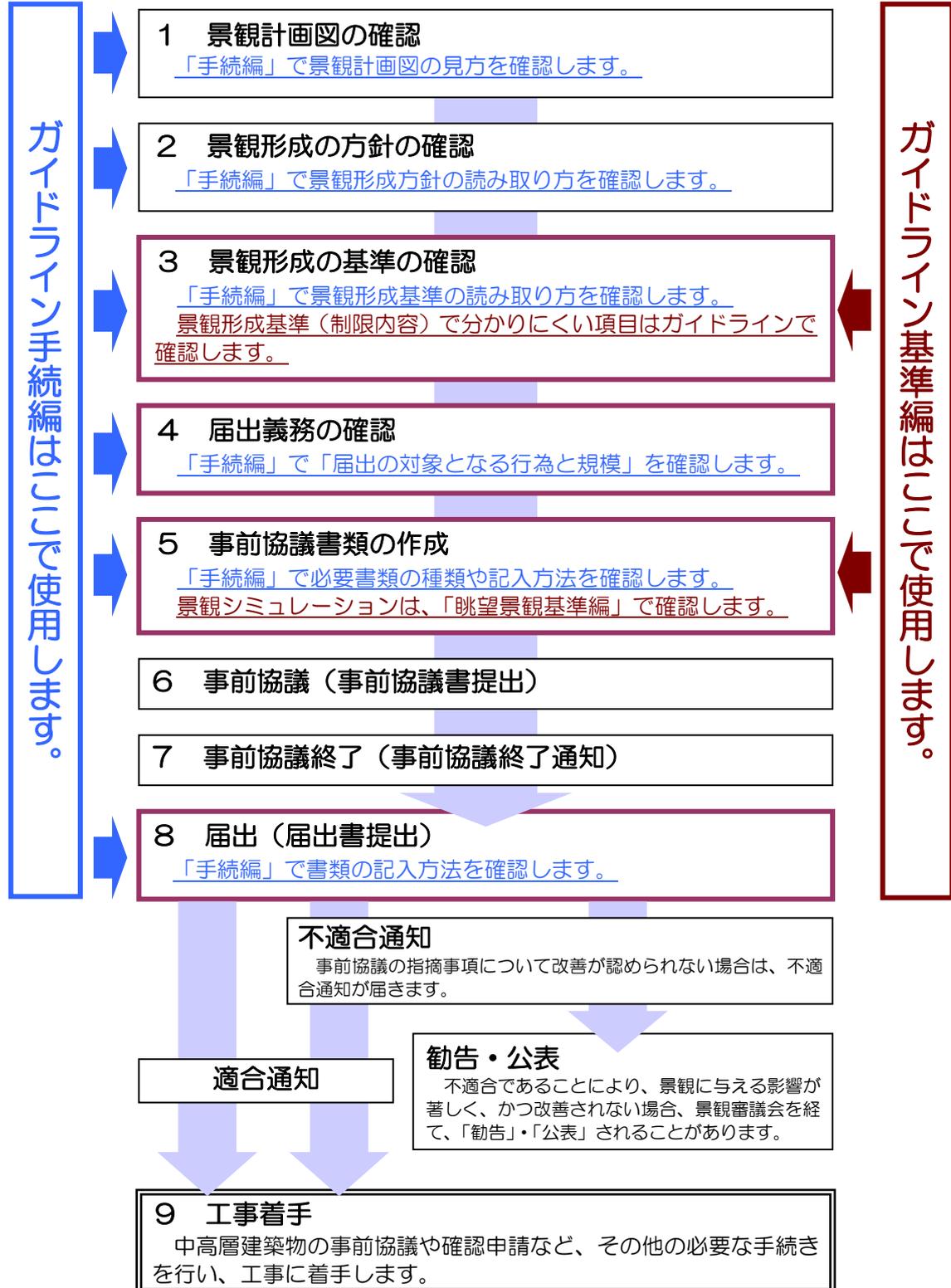


1. 景観法に基づく届出について

1-1 届出手続きのフローとガイドラインの使い方

一定の規模を超える行為をする場合には、景観法に基づく届出が必要です。
届出は次の手順に従って行います。



ガイドライン基準編はここで使用します。

<事前協議・届出等の受付窓口>

大津市役所 未来まちづくり部 まちづくり計画課（市役所本館3F）

TEL：077-528-2770・077-528-2956

FAX：077-527-1028

E-Mail：otsu1303@city.otsu.lg.jp

受付時間：午前8時40分から午後5時25分まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く）

1
景観法に基づき
届出について

1-1
届出手続きのフローと
ガイドラインの使い方